

東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者募集要領

東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則及び関連事業者の募集並びに関連事業者としての業務の適格性の調査及び審査に関する要綱（以下「規則等」という。）に基づくほか、この要領に基づくものとします。

1 市場の名称及び位置

- | | | | |
|-----|---|---|------------------|
| (1) | 名 | 称 | 東京都中央卸売市場世田谷市場 |
| (2) | 位 | 置 | 東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号 |

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

- | | | | | |
|-----|---|---|-------------------------|-------------------------|
| (1) | 業 | 務 | 物販・飲食業務 | |
| | 種 | 類 | 飲食業 | |
| | 内 | 容 | 飲食業 | |
| | 募 | 集 | 数 | 2 業者（店舗位置は、下記3（1）①、②参照） |
| (2) | 業 | 務 | 物販・飲食業務 | |
| | 種 | 類 | その他販売業 | |
| | 内 | 容 | たばこ菓子類販売業 又は コンビニエンスストア | |
| | 募 | 集 | 数 | 1 業者（店舗位置は、下記3（2）参照） |
| (3) | 業 | 務 | 物販・飲食業務 | |
| | 種 | 類 | 用品販売業 | |
| | 内 | 容 | 包装用品・衣料・雑貨類販売業 | |
| | 募 | 集 | 数 | 1 業者（店舗位置は、下記3（3）参照） |

3 店舗の位置、面積及び内容

- | | | | |
|-------|---|---|---------------------------------|
| (1) ① | 位 | 置 | 南棟5階関連事業者店舗 |
| | 面 | 積 | 75.4 m ² |
| ② | 位 | 置 | 飲食棟店舗1 |
| | 面 | 積 | 50.0 m ² （1階店舗） |
| | | | 16.2 m ² （2階倉庫又は事務室） |

(2) 位置 関連事業者棟店舗 4
面積 41.4 m²

(3) 位置 関連事業者棟店舗 1
面積 41.4 m² (1 階店舗)
40.5 m² (2 階倉庫又は事務室)

※2 階のある店舗については、1 階とあわせての使用となります。

4 募集にあたっての条件

(1) 飲食業

ア 軽食であれば、提供するメニューは自由とする。(軽食とは、コーヒー、サンドイッチ、パスタなど、手軽に食べられるもの)

イ 軽食以外のメニューを提供する場合は、できるだけ既存の飲食業店舗で提供しているメニューと重複しないようにすること。

ウ 店内で飲食できるようにテーブル、椅子等を置くこと。

エ 市場開場日の 6 時から 13 時までは必ず営業すること。(祝日や年末年始も市場開場日となることに留意すること。詳しくは東京都中央卸売市場ホームページのカレンダー参照。)

※市場開場日 = 「青果及び花きの両方もしくは片方が開場の日」

(2) たばこ菓子類販売業

ア 店内での調理は不可。

イ 店内での飲食は不可。(イートインスペース設置不可)

ウ 市場開場日の 6 時から 13 時までは必ず営業すること。(祝日や年末年始も市場開場日となることに留意すること。詳しくは東京都中央卸売市場ホームページのカレンダー参照。)

※市場開場日 = 「青果及び花きの両方もしくは片方が開場の日」

(3) コンビニエンスストア (以下、「コンビニ」という)

ア コンビニ運営会社又はコンビニ運営会社とフランチャイズ加盟店契約を締結している者 (東京都から施設の使用許可がされる日までに締結する見込みの者も可) が応募し、応募者が店舗の運営を行うこと (コンビニ運営会社が応募し、フランチャイズ加盟店契約を締結している者に運営を任せることは不可)。

イ 市場開場日の 6 時から 13 時までは必ず営業すること。(祝日や年末年始も市場開場日となることに留意すること。詳しくは東京都中央卸売市場ホームページのカレンダー参照。)

※市場開場日＝「青果及び花きの両方もしくは片方が開場の日」

(取り扱い不可商品)

・東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年8月1日条例第181号）第3章の規定に抵触する図書の販売は禁止。

5 募集受付

(1) 受付期間

令和4年1月17日（月曜日）から令和4年2月14日（月曜日）まで
（土日祝日を除く平日。）

(2) 受付時間

受付期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号
東京都中央卸売市場世田谷市場
南棟7階東京都事務室

6 応募手続

応募者は、（別紙2）東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者応募申請書に、（別紙3）申込書に添付する書類に掲げる書類を添付して提出してください。ただし、郵送その他配送による申込は不可とします。

また、提出書類については、可否にかかわらず返却いたしません。

7 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

ア 業務資金を300万円以上有している者

イ 募集対象の業務経験を3年以上有している者

ウ 使用許可された日から6か月以内に法人化に努めることができる者

エ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

（ア）応募者が破産者で復権を得ないものであるとき。

（イ）応募者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

（ウ）応募者が条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場

施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(エ) 応募者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

(オ) 応募者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(カ) 応募者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(2) 応募者が法人の場合

ア 業務資金を300万円以上有している者

イ 募集対象の業務経験を3年以上有している者

ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(イ) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(ウ) 条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(エ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。

(オ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(カ) その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

8 選考方法

応募者に対する選考は、業務経験、応募動機、経営状況、経営姿勢、将来性、市場に対する理解度等について、書類審査及び面接により行います。

今回の募集で合格した者が使用できる店舗数は1者あたり1店舗までとします。

なお、使用を希望する店舗については、希望が重複した場合、選考結果の上位者を優先します。

9 応募者説明会

- (1) 日 時 令和4年2月1日(火曜日) 午後2時00分から
- (2) 場 所 東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号
東京都中央卸売市場世田谷市場内
東京都第一会議室(南棟7階)
- (3) そ の 他 応募者は説明会への参加を必須とします。

1 0 面接日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年2月28日(月曜日)
※時間については別途通知します。
- (2) 場 所 東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号
東京都中央卸売市場世田谷市場内
東京都第一会議室(南棟7階)

※面接の日時及び場所は、応募状況によって変更することがあります。

1 1 選考結果

応募者への合否の通知は、令和4年3月中旬を目途に書面で行います。

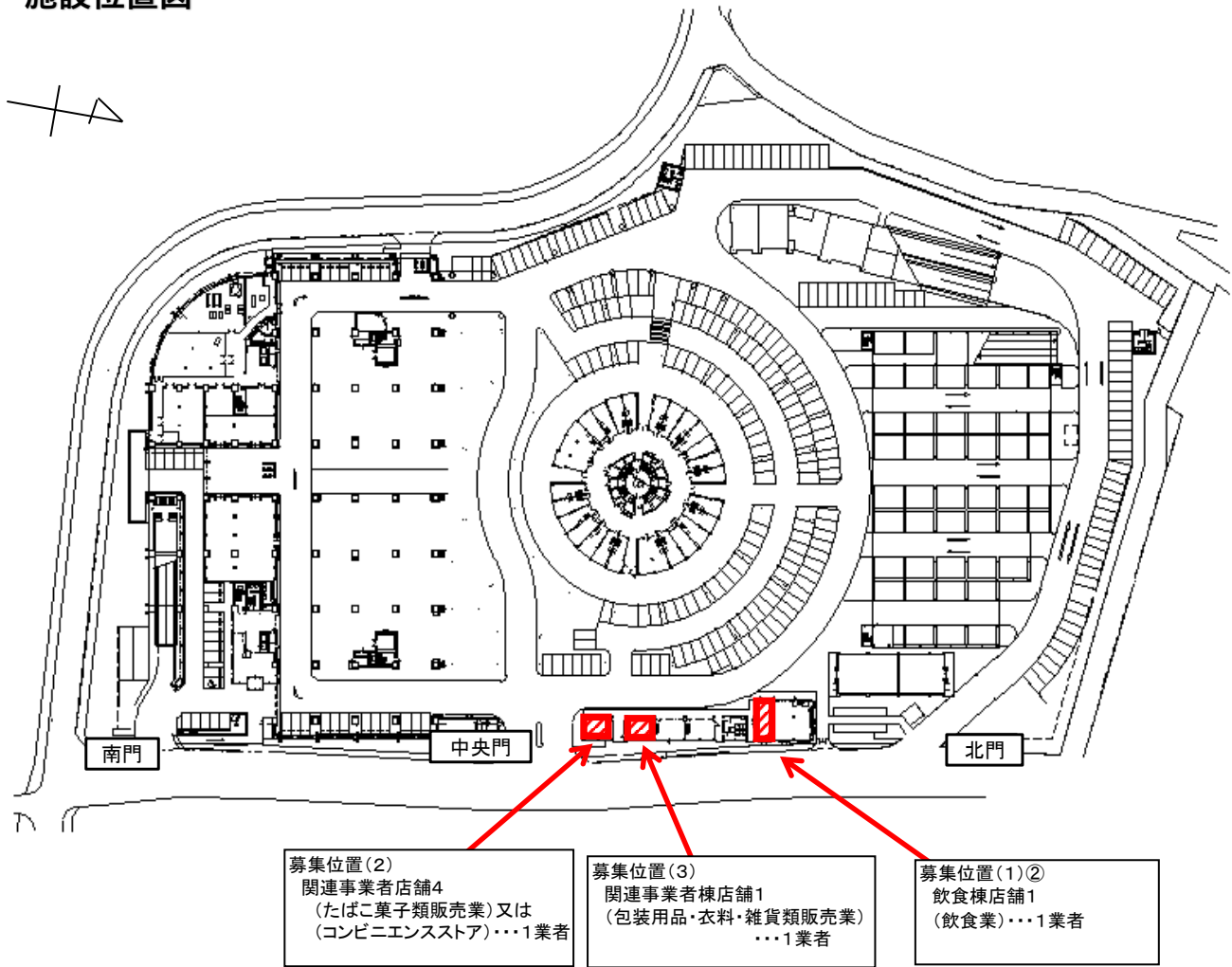
1 2 その他

- (1) この選考に合格した者を関連事業者として内定したものとします。ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、許可の内定を取り消すことがあります。
なお、条例に基づく市場施設の使用許可の手続は、業務開始時までに改めて行います。使用許可の開始日は令和4年4月上旬以降を予定しています。
- (2) 募集店舗は原状回復がなされていますが、営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、応募者が自身の負担で施工する必要があります。
- (3) 施設位置図、施設使用料及び市場保証金、店舗使用可能基本電気容量、ガス設備規格、水道設備規格は、(別紙1-1～別紙1-5)を参照して下さい。

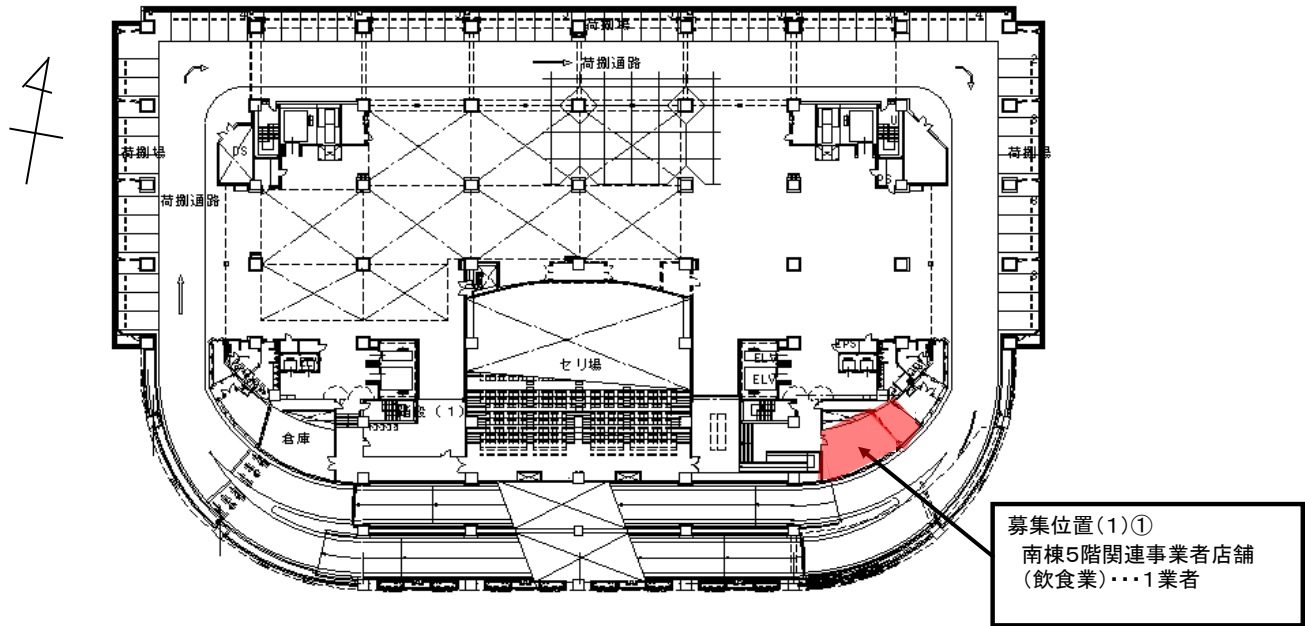
1 3 問合せ先

東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号 東京都中央卸売市場世田谷市場
施設管理担当 神田、業務管理担当 狩野
Tel 03-3417-0131・0132(直通)

施設位置図

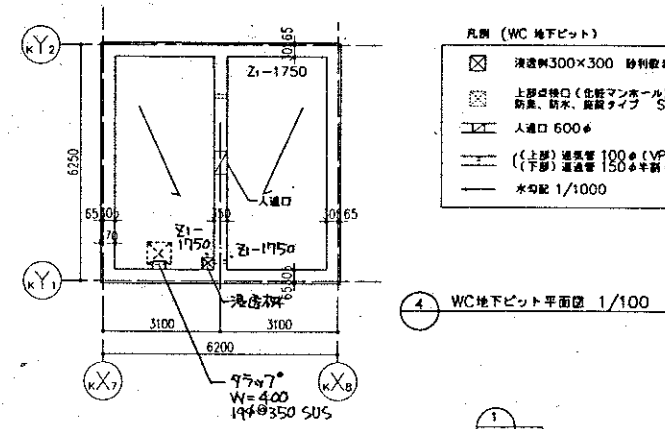
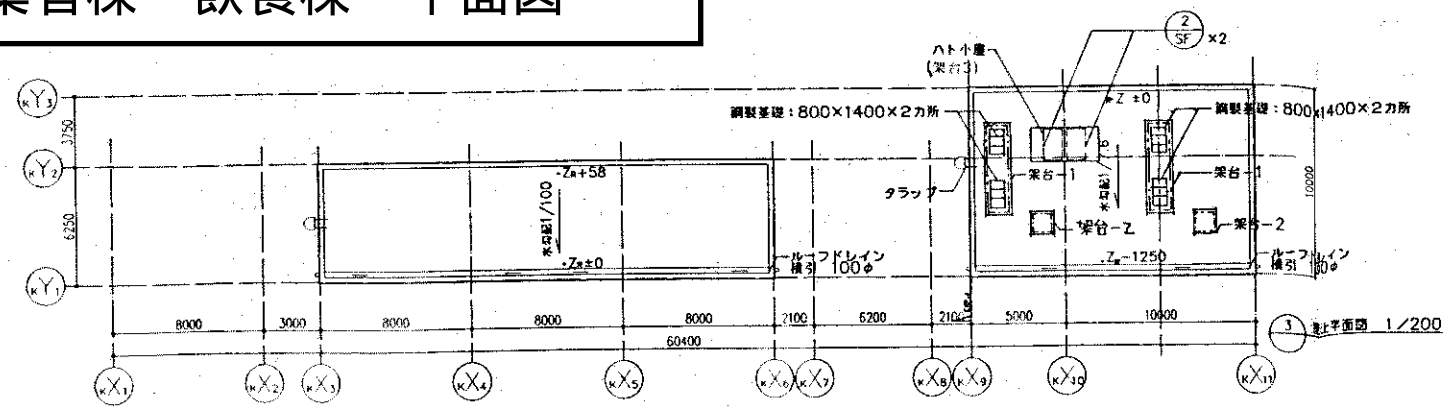


南棟5階平面図



関連事業者棟・飲食棟 平面図

(別紙1-2)



凡例 (WC 地下ピット)

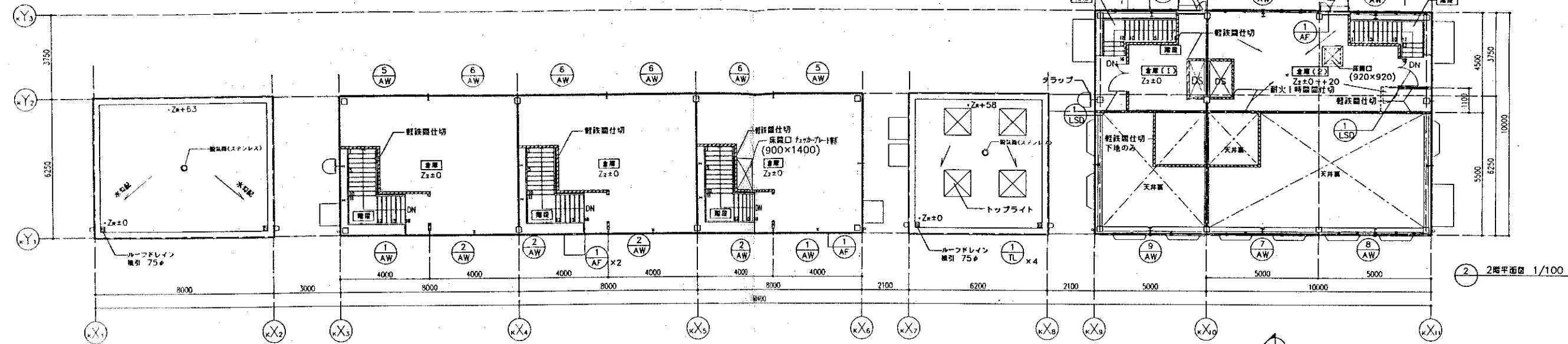
□	排水口300×300 砂利敷200t
□	上部開口(各層マンホール) 600φ
□	防臭・防虫・防鼠タイプ SUSラップ22φ4層
□	人開口 600φ
□	(上部) 通気管 100φ (VP管打込み)
□	(下部) 通気管 150φ (VP管打込み)
—	水勾配 1/1000

凡例

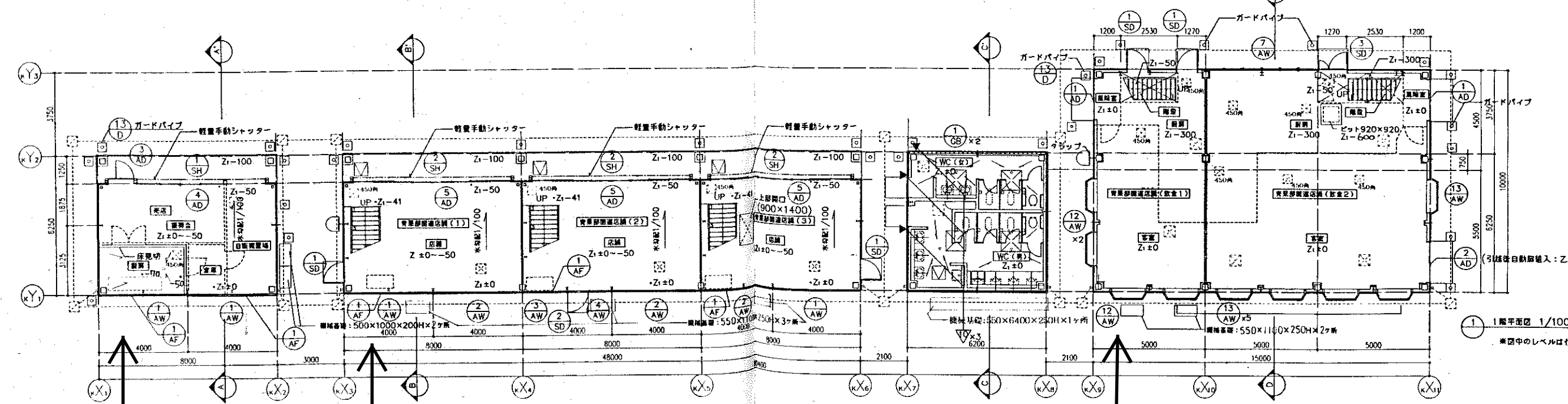
□	軽鉄部仕切
□	耐火1時間仕切
□	別荘工事
□	別荘工事
□	上部天井開口、上部開口
□	床開口

※ボード天井開口補強 1260×300:44ヶ所
(ボード切込み含む)

2階



1階



募集位置(2)
関連事業者店舗4
(たばこ菓子類販売業)又は
(コンビニエンスストア)

募集位置(3)
関連事業者店舗1
(包装用品・衣料・雑貨類販売業)

募集位置(1)
飲食棟店舗1
(飲食業)

凡例

□	特記なき天井裏開口
▽	サイン・トイレピクト表示(要)

件名	世田谷市場 関連建築工事	工事番号
図名	関連事業者棟 平面図[1、2階、屋上]	図面番号
縮尺	1/100,200	A-i2

訂正	発行	承認	プロジェクト名称	プロジェクトコード
作成	担当	図面名称	縮尺	図面番号
			1/	

(別紙 1 - 3)

施設使用料及び市場保証金について

東京都中央卸売市場条例に基づく、施設使用料及び市場保証金は次表のとおり

	場所	面積	適用使用料	使用料月額 (税込)(※5)	市場保証金 (※6)
1	南棟 5 階 関連事業者店舗 (飲食業)	75.4 m ²	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	183,297 円/月	733,000 円
2	飲食棟店舗 1 (飲食業)	1 階店舗 50.0 m ²	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	121,550 円/月	554,000 円
		2 階倉庫(※1) 16.2 m ²	倉庫 1 (※2) (1,048 円/m ² /月)	16,977 円/月	
3	関連事業者棟店舗 4 (たばこ菓子類販売業) 又は (コンビニエンスストア)	41.4 m ²	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	100,643 円/月	402,000 円
4	関連事業者棟店舗 1 (包装用品・衣料・雑貨 類販売業)	1 階店舗 41.4 m ²	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	100,643 円/月	572,000 円
		2 階倉庫(※3) 40.5 m ²	倉庫 1 (※4) (1,048 円/m ² /月)	42,444 円/月	

(※1～※4) 2 階は事務室等としての使用も可とします。その場合の適用使用料は、
使用内容等について聞き取り調査を行い決定します。

(※5) 消費税は 10 % で計算しています。

(※6) 使用料月額の 4 ヶ月分。

(別紙 1 - 4)

店舗使用可能基本電気容量について

	場所	電力量	
		電灯(单相)	動力(三相)
1	南棟 5 階 関連事業者店舗 (飲食業)	12.5 kW 電灯回路 (主幹) 100AF / 100AT	32.0 kW 動力回路 (主幹) 225AF / 175AT
2	飲食棟店舗 1 (飲食業)	8.5 kW 電灯回路 (主幹) 100AF / 75AT	10.5 kW 動力回路 (主幹) 100AF / 100AT
3	関連事業者棟店舗 4 (たばこ菓子類販売業) 又は (コンビニエンスストア)	13.5 kW 電灯回路 (主幹) 100AF / 100AT	12.5 kW 動力回路 (主幹) 100AF / 100AT
4	関連事業者棟店舗 1 (包装用品・衣料・雑貨類 販売業)	4.0 kW 電灯回路 (主幹) 50AF / 50AT	3.0 kW 動力回路 (主幹) 50AF / 50AT

※店舗機器設置に伴う電気設備について

- ・ 記載の電力量は、借用範囲で接続可能である 機器消費電力の合計値 です。

(別紙 1 - 5)

ガス設備規格、水道設備規格について

	場所	ガス設備規格	水道設備規格
1	南棟 5 階 関連事業者店舗 (飲食業)	下記 (注 2) 参照	30m/m
2	飲食棟店舗 1 (飲食業)	都市ガス 13A 32m/m	50m/m
3	関連事業者棟店舗 4 (たばこ菓子類販売業) 又は (コンビニエンスストア)	都市ガス 13A 20m/m	20m/m
4	関連事業者棟店舗 1 (包装用品・衣料・雑貨類 販売業)	なし	13m/m

(注 1) 水道、ガス (都市ガス) の利用に関しては、応募者自身で契約を行う必要があります。

(注 2) 「南棟 5 階関連事業者店舗」(飲食業) については、現在、熱源は電気のみです。ガスを使用するには、別途、ガス管 (都市ガス 13A) の引き込み工事が東京都において必要となり、施工日数を要しますのでご承知おき下さい。

(別紙 2)

東京都中央卸売市場世田谷市場 関連事業者応募申請書

東京都知事 小池 百合子 殿

3 中世第 468 号により公募されている東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者募集について、別紙 3 のとおり書類を添えて申し込みます。

なお、申込みに当たり、都が定める選考基準によって選考されることを了承します。
また、今回提出した書類は、合否にかかわらず返却されないことを了承します。

令和 年 月 日

住 所

法 人 名

代表者氏名



(担当者) 氏名

連絡先

希望する業務の種類・内容 (該当する括弧内に○をつけてください)

	業務の種類	内容
()	飲食業	飲食業
()	その他販売業	たばこ菓子類販売業
()	その他販売業	コンビニエンスストア
()	用品販売業	包装用品・衣料・雑貨類販売業

※募集する店舗の位置等詳細については、東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者募集要領を参照してください

使用希望店舗調査票（飲食業を希望する場合）

応募者名	
------	--

希望順位	使用を希望する店舗			
第1位		南棟5階関連事業者店舗		飲食棟店舗1
第2位		南棟5階関連事業者店舗		飲食棟店舗1

（希望順位ごとに、使用を希望する店舗名の左の欄に○を記入してください。）

希望した店舗が、得点上位者の希望により埋まってしまった場合、希望外の店舗が空いていたとしても、その店舗は希望しない。	はい
	いいえ

（はい、いいえのいずれかに○をつけてください。）

（記入上の注意点）

- ・1つの希望順位で希望できる店舗数は1店舗までです。
- ・この調査票は、飲食業を希望する場合にご提出ください。その他販売業又は用品販売業を希望する場合は作成不要です。

申込書に添付する書類

1 応募者が個人の場合

- (1) 使用希望店舗調査票（飲食業を希望する場合）
- (2) 履歴書（別記第2号様式）及び写真
- (3) 資産調書（別記第6様式）
- (4) 住民票の写し（※1）
- (5) 区市町村長の発行する身分証明書（※1）
- (6) 印鑑証明書（※1）
- (7) 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書（別記第7様式）
- (8) 応募者が、条例第43条第5項第2号及び第5号、第7号から第8号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第40号様式）
- (9) 金融機関発行の直近の預金残高証明書（※4）
- (10) 直近年度の所得税の確定申告書の写し
- (11) 使用許可を受けた日から6か月以内に法人化に努める旨を誓約する書面（別途様式あり）

2 応募者が法人の場合

- (1) 使用希望店舗調査票（飲食業を希望する場合）
- (2) 定款又は規約の写し
- (3) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（※2）
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書（別記第7号様式）
- (7) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第9号様式）
- (8) 役員名簿（別記第10号様式）
- (9) 法人の代表者の印鑑証明書（※1）
- (10) 業務を執行する役員につき、区市町村長が発行する身分証明書（※1）
- (11) 法人の代表者の履歴書（別記第2号様式）及び写真
- (12) 業務を執行する役員が条例第43条第5項第2号及び第5号から第8号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第40号様式）（※3）
- (13) 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書（※4）
- (14) 直近の法人事業税の納税証明書

- ※ 1 申込日前 3 か月以内に発行されたもの。
- ※ 2 申込日前 6 か月以内に発行されたもの。
- ※ 3 履歴事項全部証明書に記載のある役員全員分必要。
- ※ 4 申込日前 1 か月以内に発行されたもの。

第2号様式（第28条関係）

履 歴 書			(写真)
フリガナ			
氏 名			
生年月日			
現 住 所			
経 歴	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
賞 罰			
以上のとおり相違ありません。			
年 月 日			
フリガナ			
氏 名			
印			

※ 備 考 経歴は、市場取引業務についての履歴とする。

第6号様式（第28条関係）

資 産 調 査 書 年 月 日 現在			
氏 名			
資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
土 地	円	借 入 金	円
建 物		買 掛 金	
造 作 じ ゅ う 器			
銀 行 預 金			
有 価 証 券			
売 掛 金			
合 計		合 計	

事業計画書

年 月 日

氏名又は名称

事 項		年		年	
資 本 金 （ 出 資 金 ）		千円		千円	
役 員 数		人		人	
従業員数（うち家族従業員）		人 （ 人）		人 （ 人）	
売 上 金 額 （ 構 成 比 ）		千円	100%	千円	100%
内 訳					
販 売 先 （ 構 成 比 ）		千円	100%		100%
内 訳					
売 上 利 益			千円		千円
営 業 費 用			千円		千円
内 訳	人 件 費		千円		千円
	そ の 他		千円		千円
純 利 益			千円		千円

第9号様式(第28条関係)

株主（社員）名簿
年 月 日現在
法人名

[illegible]

第10号様式（第28条関係）

役 員 名 簿
年 月 日現在
法人名

[illegible]

(日本産業規格 A 列 4 番)

(応募者が個人の場合)

第 4 0 号様式 (第 28 条関係)

誓 約 書

東京都中央卸売市場世田谷市場の市場施設の使用に係る許可を申請しま
したが、東京都中央卸売市場条例第 43 条第 5 項第 2 号及び第 5 号、第 7 号から
第 8 号までに掲げる事項に該当していないことを誓約します。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

(応募者が法人の場合)

第 4 0 号様式 (第 28 条関係)

誓 約 書

東京都中央卸売市場世田谷市場の市場施設の使用に係る許可を申請しま
したが、東京都中央卸売市場条例第 43 条第 5 項第 2 号及び第 5 号から
第 8 号までに掲げる事項に該当していないことを誓約します。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

印

誓 約 書

東京都中央卸売市場世田谷市場の関連事業者として、市場施設の使用許可を受けたときは、許可を受けた日から6ヶ月以内に法人化に努めることを誓約します。

年 月 日

東京都知事 殿

住所

商号（記号）

氏名

